

第四十六回 参議院 商工委員会 會議録 第十八号

昭和三十九年四月二日(木曜日)

午前十時五十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 前田 久吉君
理事 赤間 文三君
上原 正吉君
近藤 信一君
田畑 金光君

委員

大谷藤之助君
岸田 幸雄君
劔木 亨弘君
豊田 雅孝君
八木 一郎君
吉武 恵市君
中田 吉雄君
藤田 進君
鈴木 一弘君
奥 むめお君

政府委員

通商産業大臣 福田 一君
通商産業次官 竹下 登君
通商産業大臣官房長官 川出 千速君
通商産業大臣官房参事官 宮澤 鉄藏君
工業技術院長 馬場 有政君
中小企業庁長官 中野 正一君
事務局側 常任委員 小田橋貞壽君
会専門員

本日の會議に付した案件

○日本電気計器検定所法案(内閣送付、予備審査)

○中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(前田久吉君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打ち合わせ会の協議事項について御報告いたします。

本日は、日本電気計器検定所法案の提案理由の説明を聴取し、中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案及び中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案の審議を行なうことになりましたから、御承知を願います。

○委員長(前田久吉君) 次に、三月三十一日予備審査のため本委員会に付託されました、日本電気計器検定所法案を議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。福田通産大臣から説明を聴取します。

○国務大臣(福田一君) 日本電気計器検定所法案につきまして、その提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

電気の公正な取引を確保するため、家庭用の電気メーターをはじめとする取引用電気計器につきましては、電気測定法に基づきまして、一品ごとの検定を受けなければならないこととなっております。現在、通商産業省工業技術院電気試験所がこの検定を行なっているわけでありまして、検定のため一品ごとの試験の実施は、特定のものに委託できることとなっております。現在、東京都及び社団法人日本電気協会がこの委託を受けまして、電気試験所とともに、検定のための試験を実施しているわけでありまして。

このように試験が三機関において実施されておりますために、設備の重複その他の弊害も生じてまいっておりまして、年々増大の一途をたどり、かつ、その内容につきましても、精密化、多様化の傾向を見せております。電気計器の検定の一その充実をはかりますためには、これらの機関を統合して、電気計器検定のための一元的機関を設置することが必要であるとの判断に至ったものであります。また、科学技術會議の答申その他におきまして、もこのような定型的、大量、かつ、機動性を要する業務は、国の試験所から分離して、特殊法人等に移すことが望ましいとの方向が示唆されております。

以上のような観点に立ちまして、電気試験所及び社団法人日本電気協会の検定部門を合体し、その資産、職員等を承継いたしまして、公正中立かつ能率的な運営が行なわれる特殊法人として日本電気計器検定所を設立し、電気計器検定の一元化をはかり、もって電気計器検定の効率的かつ近代的な体制を確立したいと存じ、本法案を提出する次第であります。

次に、この法案の概要を御説明いたします。

第一に、日本電気計器検定所の資本金は、政府及び社団法人日本電気協会からの出資の合計額とし、いずれも現に検定等の用に供している資産を現物出資することとなっております。

第二に、検定所の行なう業務であります。その中心となりますものは、電気測定法に基づく電気計器の検定であります。このほか、検定と密接な関連を有する依頼試験、調査研究等を行なうことといたしております。

第三に、検定所は、通商産業大臣の監督を受けることとなりますが、その監督につきましては、役員の内命その他の人事面からする監督、業務方法書、監督命令等による業務に対する監督、予算、決算その他の財務会計上の監督等に関する規定を設けており、検定所の公正かつ堅実な運営をはかり得るものと確信しております。

以上のほか、設立手続、関係法規の改正等所要の規定を設けております。

以上、この法律案の提案理由及びその概要を御説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願いする次第であります。

○委員長(前田久吉君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は後日に譲ることといたします。

○委員長(前田久吉君) 次に、中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

質疑に入ります前に、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案については、衆議院において修正議決されておりますので、政府委員から便宜その修正点の説明を聴取し、次に、三案の補足説明を聴取いたします。中野中小企業庁長官から説明聴取。

○政府委員(中野正一君) 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案の中で、衆議院におきまして議院修正がございましたので、その点はお手元に資料がお配りしてございますが、公庫法の一部を改正する法律案、第十條に次の一項を加える。「監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は總裁を通じて主務大臣に意見を提出することができる。」この原案の中で「總裁を通じて」というのが削除になっております。したがって、監事は總裁か、あるいは主務大臣に直接に意見を提出することができ、こういうことに修正することになっております。

それから次に、三法案の補足説明をさせていただきます。

○委員長(前田久吉君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は後日に譲ることといたします。

最初に、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案でございますが、一番上に要綱がございますが、一部改正でございますので、要綱で説正させていただきます。

第一は、債券の発行でございます。中小企業金融公庫が、主務大臣の認可を得まして、資本金の二十倍に相当する金額を限度として、中小企業債券を発行することができるということで、中小企業金融公庫の中小企業金融に対する役割りというものは、最近非常に増大してまいりまして、その資金ソースというものを、従来は狭い意味の財政投融资、資金運用部資金にもっぱら仰いでおたつたわけでありますが、その資金ソースをさらに広げまして、民間の金融機関からも債券の発行によりまして資金を調達しよう、それによりまして、公庫の資金ソースをふやそうという趣旨でございます。資本金の二十倍に相当する金額まで公庫債を発行することができる、この二十倍というのは、他の政府機関と同じ、そのほかの実例にかんがみまして、大体資本金の二十倍まではできるというのが規定の通例でございます。

次に、債務保証、いま言いました公庫債を発行するわけでありますが、これを、元本の償還、利息の支払いについて政府は保証する、いわゆる政府保証債ということにすることができるといふ規定を置きまして、いま言いました中小企業債券の発行が、この計画どおり順調に容易にできるようにしようという規定でございます。これは、一般的には、政府は、この債務保証を一般法人に対してはならぬという法律がございます。これは法人に対する政

府の財政援助の制限に関する法律というものがございまして、この制限からこれをはずす必要がございますので、この法律の第三条の規定にもかかわらず、国会の議決を得ました金額の範囲内におきまして、元本の償還と利息の支払いについて政府が保証することができる、こういう規定を置いておるわけであります。昭和三十九年度におきましては、予算におきまして百億の中小企業債券を発行いたしました。これを政府保証債とする、したがって、百億の中小企業債券というものは、財政投融资計画に組まれた、いわゆる財政計画の中に入るわけであります。中小企業金融公庫に対しては、財政投融资を八百三十三億出すことになっておりまして、そのうちの百億は、この中小企業債券の発行ということになるわけであります。

その他、監事の権限に関する規定の整理ということ、先ほど申し上げました、最近の情勢にかんがみまして、監事の権限を強化する必要があるということ、監査の結果に基づきまして、総裁あるいは主務大臣に意見を提出することができるということ、監事の権限を強化しよう、この三点が公庫法の改正案でございます。

次に、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案、これはごく簡単な、中小企業者の定義を改正するといふものでございまして、実はあとで御説明する予定の中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、これも中小企業者の定義の改正の条項がございまして、これは同じ趣旨からでございますが、これは中小企業近代化促

進法の現行の法律の附則に――要するにこの近代化促進法と資金助成法は、中小企業基本法ができる前に通った法律でございます。したがって、中小企業基本法でもって中小企業者の範囲が、従来の中小企業者の範囲と変わりましたので、したがって、基本法が通る前でございます。暫定的に、定義は法律できめず、政令できめるといふことに、両法案ともなっております。したがって、この近代化促進法、それから近代化資金助成法、両法とも、附則におきまして、こういうふう書いてございます。

「第二条の規定により定められる中小企業者の範囲は」というのは政令できめるといふことになっておりますが、これは「国の中小企業に関する施策について基本となるべき方策を定める法律」、すなわち、中小企業基本法のことでございますが、これが制定され、実施されるまでの暫定措置としてきめ、こういう趣旨のことがありまして、したがって、なるべく早い機会に基本法の趣旨ののっとって定義を規定すべきであるということが附則で書いてございますので、実は、これはこの前の基本法が通ったときの国会で修正することも一つの方法かと思いますが、いろいろ時間的な余裕もなかつたようなこともあったんじゃないかと思ひますが、基本法の通りました次の国会、すなわち、今国会において、この両法案を基本法の趣旨に従って法律に書こう、こういうことでございます。

それで、ここにありますように、基本法とこれは同じでございますが、資本金の額が五千万円（商業、サービス

業については、一千万円）以下の会社及び従業員の数が三百人（商業、サービス業については、五十人）以下の事業者、それから政令で指定する業種につきましては、政令で定める資本金の額あるいは政令で定める従業員数以下の事業者ということ、特別の場合には、政令でもって例外をつくれるというように、原則は基本法の考え方と同じでございます。

それから次に、中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、これもいま申し上げました中小企業者の定義を法律できめるといふことで、やはりここにありますように資本金でいうと五千万円、それから従業員でいうと三百人以下、それから商業につきましては五十人、一千万円、それからマイニング―鉱業につきましては、これは従業員が三百人ということではちよつと実情に合いませんので、五千万円あるいは従業員の数でいうと千人以下のもので中小企業者、これは従来からそういう取り扱いになっておりました、これを特に法律でもってはっきりさせようという趣旨でございます。

こういうふうになつて近代化促進法と近代化資金助成法との定義の書き方が違つておりますが、これは近代化資金助成法の行き方のものが、先般御審議願いました中小企業保険法の規定と、それから中小企業金融公庫法の両法の中小企業者の定義は、この近代化資金助成法と同じになつておりました、全部法律でもってきめております。それから近代化促進法のような書き方のものもございまして、これは中小企業団体組織法、それから先般御審

議願いたしました中小企業指導法、この三つがこのタイプでございます。これは少しきめこまかい業種別対策をいろいろやつていくという必要がございますので、こういう法律につきまして、政令でもって、たとえば三百人というものを、業種によりまして、幾分これを四百人とか五百人とかに上げるという必要がある場合がございますので、そういう業種別に少しきめこまかい対策をやる必要がある法律につきまして、政令の一部譲つて例外を認める、こういうことになっております。

これが中小企業近代化資金助成法の改正の第一点でございます。第二点は「第二」というところがあります。商店街の改造事業の助成というところで、中小企業高度化資金――従来あります工場集積化資金、卸売り商の集積化資金あるいは小売り商の店舗共同化の助成資金というふうなもの、あるいは共同施設の助成金と並びまして、今度新しく商店街近代化資金というものをこの法律に書かしたので、これをこの法律に書かないという、予算の実行ができまないので、こういうふう書いてございます。中小企業高度化資金として次の資金を追加する、「事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の組合員又は所屬員」「所屬員」といいますのは、連合会の組合員というものが組合員になりま

すから、その組合の下各メンバーは所屬員ということになるわけであります。「組合員又は所屬員が商店街の改造によりその経営の合理化を図るため、当該組合の作成する商店街近代化

計画に基づいて店舗その他施設を設置する場合において、当該計画の内容が一定の基準に該当し、かつ、中小小売商業の近代化に著しく寄与するものであると認められるときには、共同施設の設置資金及び小売商業店舗共同化資金——この二つは従来からある制度でございまして、いま申しました商店街全体の近代化計画の中で共同施設をつくるというときには、従来からある共同施設の助成金でまかなえるわけでありまして、それから、たとえばその中の一が共同してスーパーをつくる、あるいは共同して寄り合い百貨店をつくるという場合には、従来からあります小売商業店舗共同化の資金の助成が受けられるわけでありまして、それ以外に、次の「イ」、「ロ」に掲げるものを新しく助成できるということにいたしましたというわけでございます。

「計画組合がその組合員又は所屬員たる中小企業者等の事業の用に供するため、店舗その他の施設を設置するのに必要な資金」、ここで「中小企業者等」と書いてございまして、中小企業者だけでなく、企業組合、協同組合、協同小組合というものをいれたいというところで、「中小企業者等」というふうになっております。この「イ」のほうは、組合が、その組合の組合員のために、組合員の事業の用に供するために施設をする——たとえば、組合が共同店舗として共同の建物をつくって組合員に貸す、あるいはそれを三カ年計画なら三カ年計画で分譲をする、こういうふうなような店舗を組合自身が組合員のためにつくるという場合が「イ」でございます。

うでなくて、組合の組合員または所属員である中小企業者等がその事業の用に供するために、店舗その他の施設を設置するのに必要な資金ですから、これはメンバーが——組合員自身が自分のための店舗をつくる、これも助成の対象にしよう、こういうことでございまして、以上二点が中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案でございまして、法律の附則のところを見てくださいと、先ほど読み上げたようにゆる基本法ができるまでの定義は、暫定措置であるという附則がございまして、それは今度この法律に書きますので、その附則は削除するということになっております。

以上、簡単にございまして、三法案の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(前田久吉君) 以上で修正点の説明並びに補足説明は終了いたしました。それではこれより三案に対する質疑に入ります。

御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○近藤信一君 いま提案されましたこの三法案を見ますと、いろいろと説明の中にもございまして、特に中小企業関係の法律案の中に、字句の問題で、どうも私ども、解釈に迷うような点、相当あるかと思っております。といいますが、今度提案されております近代化促進法でも、また、近代化資金助成法でもいろいろと字句が違ふ点がある。それは近代化という点もありまして、さらにはまた、高度化というふうな文字を使つてあるところもある。また、別に合理化というふうな字句もある

るわけなんです。一体近代化というのと高度化というのと、また、合理化というものと、ところどころでちよいちよいと違つておるので、これは一体どういうわけか、ちよつと私ども法案を見ましても、高度化とは一体どういうことであろうか、また、近代化ということはどういうことであろうか——合理化の問題はわかりませんが、どうもそういう点がいまいちであるかと思つたのですが、これは統一した文字でできないものであろうか、こういう点ひとつ学識のあるところを長官から、私ども納得のいく御答弁を願いたいと思つた。

○政府委員(中野正一君) いま御指摘のように、確かに基本法、関係法令等につきまして、近代化、合理化あるいは高度化というふうないろいろな文字が、そのときそのときの必要性に応じて使つてあるわけでありまして、これは特別に近代化の説明というものはないわけなのですが、これは一般に概念的に大体わかるというところで書いてあるのだと思つて、われわれはわれわれのたのみの解釈を申し上げて御参考に供したいと思つて、まず高度化の問題は、これはどちらかというと、中小企業基本法におきまして初めに法律的に使つた用語ではないかと、私は記憶しております。これに関連して、いわゆる中小企業構造の高度化資金というものが中小企業近代化資金助成法に出てまいりますので、これもこの前の国会で、基本法と同じ国会で通つておるわけでありまして、ここにもそういうことばが出ておまして、中小企業高度化資金というものを新しく

設けたわけでありまして、したがいまして、高度化という問題は、これは法律に説明がありますとおり、これはわれわれ解釈するのが一番正しいのじやないか、これは御承知のような基本法の第三條の第四号に「中小企業の企業規模の適正化」、それから「事業の共同化、工場、店舗等の集団化、事業の転換及び小売商業における経営形態の近代化」、これだけをつかまえて、「以下「中小企業構造の高度化」と総称する。」といつておられますので、中小企業構造の高度化ということばも普通の人からいうとわかりにくいことばかと思つたのですが、しかし、法律に書かして、しかも、高度化資金というものをつくつて、いま言つたような、あとから資金助成法に出てまいります、工場とか商業の集団化に対しては、国が助成をする、それから小売商業の店舗共同化計画に対しても、助成をする、それから、先ほどの商店街の近代化計画についても、助成するというようなこと、これはみな中小企業の高度化資金から助成をするということになりましたので、だんだん皆さま方にも御理解をいただけてきているのじやないか。

したが、いまして、中小企業構造の高度化ということばは、この内容をさすというふうにお考えいただければおわかり願えるのではないかと、いふふうに考えております。

ただ、まあこれを少し理屈っぽく解釈しますと、なかなかむずかしいことになりまして、中小企業構造というものは、一体何だということでございますが、これは業種内及び業種間におきまして、中小企業の構成をいふのではないかと、その高度化といふのは、要す

るに、その中小企業者が生産性なり取引条件、つまり付加価値生産性というものを最も効率的に向上させることができるように、その構成を是正するという意味合いにとつていいのではないかと。したが、いまして、中小企業構造の高度化といふのは、設備の近代化、経営管理の合理化というふうな、中小企業の体質改善を進めてまいります上の前提をなす基礎でありますとも、に、また、最も必要なその態様であるといふふうにかんがへることができないか。したが、いまして、業種内の中小企業の構成を是正するものといつたしましては、企業規模を適正化する、あるいは事業を共同化する、工場とか店舗を集団化する、また小売商業の経営を近代化するというような近代化であるわけでありまして、業種間の構成を是正するということになると、業種的に転換を考へていくというふうなふうなことが高度化になるのではないかと、思つた。

そういうふうな、一応高度化のほうは、そういうふうなことで、あまりむずかしく考へると非常にわれわれもわからなくなつて、法律に従つてさつと解釈するのが一番いいのではないかと、いふふうに考へておられます。

ただ、近代化と申しますと、いろいろのところ近代化といふことばがでておまして、なかなかちよつと解釈はむずかしいのでありますが、一口に申しますと、産業におきまして中小企業層という階層全体の近代化というふうな考へておられます。合理化といふことばと広い意味において内容的にそう差があるわけはありませんが、まあ近代化といふと、何といひますか、前

に徹底を欠く一番大きな原因がある。現在のうちに、日本の中小企業が世界に太刀打ちするのは、ただ合理性だけで、商売はとにかく貸してやればいいのだという頭を払拭して、思い切った立て直しをされる、それにはやはり思い切った補助金政策というものが、農林よりおくられておる、いまではない、こういうふうに私はかたがて考えておったという——私のことをなお言うならば、通産行政は、戦前の——大革新の行なわれた今日に対する認識というものが少しわれわれと違うのじゃないかというところが非常に重要になっておる。いろいろはな政策をやっても徹底を欠くという点があるのはそこに根本がある。この点をひとつ関連をしまして、ざつとばらんにひとつ、要するに、戦前のような頭ではないか。今日のすっきり世界が交わって開放経済になり、世界を相手にしなければならぬのに、世界相手の仕事をやらなければならぬのに、ただ方角を示せばいいのだというふうなことではなくて、根本的に通産省としては考えて予算を組む必要があるのじゃないか。私は特に農林予算がうまくいっているように思うが、これは非常にけっこうなんです、どうも両者の間に——農林と通産の間に、私は少し考え方が違うと思う。関連をしまして。

○政府委員(竹下登君) ただいまの問題について、私自身も、そうした疑問とでも申しましようか、そういうものをおかたがて考えておいて、いろいろ私なりの私見に属する点があるかと思ひますが、近藤先生、赤間先生の御意見について、私が考えてきたことを申し述べてみたいと思ひます。結局大ざつ

ぱに言えば、重農軽商とでも申しましようか、そういう国家の事実の方向というものについて歴史的な過程を考えてみますと、たゞいま赤間先生の御意見のような、農業というものが、戦前においてはまた別の意味において非常にこれが低位にあったということから、大きな補助金政策というものが出てきたと思ひますが、戦後におきまして、たとえば災害ひとつを見ましても、まあたんぼが流ればこれはもちろん補助金もござります。また、米麦等の災害については、これは災害補償制度というものが確立せられ、そしてまた、その二分の一は国が負担するとか、こういうことがござります。それがなされておる基本的なものの考え方なり、あるいはそれが法律の上ではどういふ裏づけになっておるのだろうかという点も、いろいろ私なりに検討してみましたら、結局、今日食糧管理会計というものがあつて、食糧というものが個々の農民の商品であるとともに、国が管理しておるものであるという立場においての公共性から、これに對しては補助金というものなり、そういう災害等の助成金なりというものを、出す合理性がある、こういうふうな一般的な認識せられておるようでありまして、そこで、しかしながら、農業行政自体におきましては、昭和三十三年ころから、主としていわゆる補助金行政から融資行政へという方向の転換が打ち出されたということは事実でございますが、それにしても、今日なおそういう基礎の上に立つた補助制度というものが非常に多くござります。私どもいろいろこれらを検討してまいりますと、社会保障とか公共事業とか、そ

したものは論をまたないところでありますけれども、農業と商工業におけるこの企業についての助成ということに對しては、私どもも一そうふんじを締め直して指導あるいは研究あるいは試験あるいはこれが労務対策における共同施設と、そういう形においては、どういふ観点から見ても補助金を出していくということに私も合理性があるのかと思ひますので、そういう方向で努力を続けるべきではなからうかと思ひます。率直に私が感じたことを申し上げます。

○劍木亨弘君 関連でちょっと一言。いま問題になつておる点でございますが、農業関係とそれから中小企業関係を對比して見ますと、非常に観念的にも差があると思ひます。たとえば中小企業に對します売り掛け代金の問題につきましましていろいろ論議した際に、私ども、中小企業の売り掛け代金は国策からきた中小企業の損害であるから、国がある程度——私は自分の案としては、その債権を国がある程度の値段で買上げて肩がわりをしようと、それが中小企業の本質に反するといふので、例の保険といふことでやつたのであります。ところが、たとえば農業のほうにいけますと、PCPですが、除草の薬を使つて、それによつて漁民に、漁獲高に損害が起つたという場合に、PCPを使うといふことは、これはもちろん農業の面からいへば、除草といふ努力でございますから、これは農民としては、その薬があれば使つて、これはしかし企業形態の中の一つ

の便利手段であつて、これを国策上使わせたものではないのです。しかるに、損失が起つた場合には国が補償している。石炭の場合には国が補償している。企業の損害は、国策上損害を受けても、国は単に保険をかけるということ、事実上は、現在私どもの福岡県においては、売り掛け代金については何ら救済しない。昔は農は、いま政務次官は、米を国が管理しているから、それに対して国が農民に對して援助する、こう言われましても、昔の農村に對する考え方は、日本の立国は農業によつて立国しているといふことから、農民に對する手厚い一つの政策を行なわれてきた。これは私は農民に對する手厚い政策をやめよとは言いません。しかし、あまりに大きく——日本のいまや重大なこの社会構造の中で地位を占めておる中小企業に對して、基本的な考え方は常に自由経済の線から抜けていないのです。これを何とか、私は、農村対策と中小企業対策といふもののアンバランスといひます。あまりに極端な違い、これは私自身も十分研究してみたいと思ひますけれども、中小企業としましては、画期的な中小企業対策をやる以上は、やはり国民の大部分を占めておる中小企業に對してする場合に、農村との差異、これは当然もつと真剣に考へていひ問題ではないかと常にそう思つておりますが、この点に關しまして、大臣もお見えになりましたから、そういうことひとつ御所見を伺ひたい。

○赤間文三君 ちよつと関連をしまして。私いま劍木委員の説に同感で、それは開放経済時代になつた、外貨の關係でも世界的な経済になるときに、従

来のような中小企業の指導をやるならば、基本法ができて何ができて、まことにけつこうなことであるが、思い切つて世界経済と交渉していく点において、私は、ある意味からいふと非常に心配になる。せつかく基本法ができたので、今度はひとつ思い切つたいわゆる総理の言う革新的な政策というものを、いよいよ研究していただく必要があるのじゃないか、どうも見てみますと、革新的なというのは、わりあいにだいで進んでおるが、一向、革新的というものが、われわれも地方であります、なかなかできない。革新的なためには、この開放経済に伍していくためには、世界に負けぬだけの産業經濟をやるためには、思い切つて産業に對して補助、助成、それから融資等思い切つた方策を講じてもらうのが必要じゃないか。いま劍木委員が言つたように、どうも私勉強が足らぬのかどうかは知らないが、農業に比べて産業方面の指導が徹底を欠いておるといふか、何かある意味でアンバランスの面があるやうな気がする。農業はあれで非常にけつこうなんです、今度は産業が大成功するために、やはり思い切つた政策を講じていく、昔から、さつき言ひましたように、方角を示せば大体いんじやないか、あるいは無利子の金を貸してやればいいのか、低利の金を貸してやればいいのか、というのが従来の考え方である。補助金なんかも思い切つて多額のものをお金で、中小企業なり、産業がいくつにお願ひしたらよいのじゃないか、さう感じております。

○国務大臣(福田一君) ただいままでどんな御質問があつたか前の質問は

意味において、先ほどから各委員から質問も出ておりますが、あるいは革新的といひ、あるいは革命的な対策も私はないじやないと思つてあります。要は、あまりに個性性を強調するか、あるいは最大公約数としての問題に着目して勇敢に進んでいくかどうかのことに分かれ道があるだけのことだと思つてあります。

〔委員長退席、理事赤間文三君着席〕

そういう面において福田通産大臣の、日ごろ私はよく承知しておりますから、決してこの御本心を疑つたりするものではないのであります。この際個性性をあまりに強調せられることは、中小企業対策の前進、いわゆる革新的な、あるいは総理すら、革命的な対策をと言つておられるに、非常に懸念をせられてくるがゆゑに質問をいたすのであります。具体的な問題といたしまして、これは一例でありますけれども、農業については農業共済が非常に徹底しておるわけでありまして、風水害あるいは台風に対しまして、たとえば農機具に至る被害にまで共済が及んでおるわけでありまして、こういう点を考えると、同じく台風の被害を受ける中小企業、零細企業、町と村と接近しておる、場合によるといふともう隣に住まつておるが、一面農家なるがゆゑに、非常に手の届いた共済によつて救われる、農機具の被害にまで救われる。ところが、中小企業、零細企業は、商品あるいは店舗あるいは工場、これをいかにやられても何らそこに共済的な道すら開かれておらぬ。これは一例でありますけれども、事ほどさうにそこに最大公約数的な見方を中

中小企業に対してした場合に、農業と中小企業にあまりに格差があるのじやないか。大企業と中小企業の格差はもとよりでありますけれども、農業と中小企業、特に零細企業を比べてみた場合には、実によく似た点があるが、それに対する対策について、あまりに格差があるのではないかと。また、ある意味におきまして、不渡り手形の問題であります。何ら日ごろ自分には欠陥なき健全経営をしております。親会社からくる不渡り手形、かりに五百万円にも及ぶ不渡り手形が出来ますという健全経営をいかにやつておつた中小企業でも、もう一夜にしてつぶれる。これはもう全く風水害あるいは台風によられるのと同じようなことなのであります。これらに対しても、何ら共済的な行き方というものが無い。

福田通産大臣御指摘になつて、業界自身要望があるのかどうか、はたしてそういう熱意があるのかどうか、はたしてかであるかという点について、一まつ考えさせられるものがある。一まつお話をいたしました。業界としては、いまの台風に対する共済あるいは人的災害として最もはなはだしい不渡り手形等に対しての共済的な行き方というものに非常に熱望を持っておるものであります。これについては、むずかしい問題がそれぞれあることはもうよく知つておられますけれども、しかし、これについてほんとうに、中小企業庁ともなれば、福田通産大臣の指揮下において、真剣にこれを研究するその気魄があつてもらいたいというふうで日ごろ大いに敬意を表しております。す—たまたま、またきょうは基本的

な問題になつてきたものでありますから、その点を特に申し上げて御所見を伺つておきたいと存するのであります。

○国務大臣(福田一君) 順次お答えを申し上げます。

これはまあ基本的な問題でございます。私にはやはり人間の性格というものが出来て、私ばかり人間に深いということか、そのかわり約束したことは守らなければいけない、言つたことは守らなければならないのが私の信念であります。だから言うことがあまり慎重過ぎるといふか、それが非常に誤解を招く場合もなきにしもあらずだと思つておる。で、私の不明のいたすところでございまして、お話をいたさなければならぬので、まず、先ほどお話がございまして、中小企業の持つておる性格というものも、大体中小企業といふものがこれまたなかなかむずかしい。実は定義からして私は中小企業といふのは非常にむずかしいと思つておられるのは、よく二重構造といふことを言われるのですが、私は二重構造といふ意味がよくわからない。中小企業といふと、すぐ二重構造だといふこと、これを言われる、大企業と中小企業の。これは下請企業だつたら話はわかるのですけれども、下請企業がない中小企業だつたら二重構造も何もありません。資本金か、みんなただ並んでいる。資本金か、人の関係で並んでいるというだけで、特にならぬ性格のものではない。もしある

とすれば、それは下請と親企業というならこれは確かに二重構造といふものはあるのだが、中小企業といふものの中には、商売のようなものもあり、これもチェーン・ストア的なものもそのでないものも、こう分ければこれは一つの考え方が出てくると思つておる。一つの問題を取り扱つても非常にむずかしいところがあるし、それからまた、中小企業といふもの—農村の場合におきましては、先ほど申し上げましたが、これは食糧をつくる、その食糧といふものは絶対的なものだ、これはもうどうしても必要なものだ、こういうことなんです。ところが、中小企業の場合には、やつておる人も、自分分がこれをやれば金がもうかる、これで生計を立てるといふのでおやりになるのだが、それでは、たとえば例をとつてみると、町の中に二軒呉服屋さんがある。一軒でも済む。絶対に呉服屋さんが二軒なければいけないという理由といふものは、そこに社会的に出でくるかといふと、これはなかなかむずかしい。ところが食糧の場合は、それを一つに町中に十軒ある、それを九軒にしたらどういふことになるか、それで済むかもしれない。不便なところは出てくるかもしれないが、済むかもしれない。こういう問題がある。こ

ら辺に私は中小企業の場合に—そのかわり、農村の人なんか、そう急に金持ちになるとか、そういうふうな人は、波に乗れば一べんに中小企業が中小企業に伸びられるチャンスを持つて

いる。これが非常に農村と違ふところがあるのではないかと、性格の違ふところが。こら辺にも農業関係者が團結するゆゑがある。自分らはこの程度しか伸びられないといふので、みんな一緒になつて團結しよう。けれども、中小企業の場合には、どうしても自分が大企業に伸びようという意欲があるから、ほかの人は落としてでも自分は伸びようという感じがあつて、なかなかそこら辺の團結力がないこと等が私に思つておる。いろいろお話を申し上げることは、では中小企業に入れないのか、そういうことではないのであります。私はやはり中小企業といふものも、時代の波に流れて、その時代にふさわしいものとして残していく、そしてそれに移り変わるような方法といふものは、どうしてもこれは講じなければならぬ。それはわれわれの責務であると思つておる。これはやらなければいけません。

それから手形の問題がちょっといま出たわけがございまして、手形の問題も、実は一昨日中田さんから御注意が、ありました例の東京発動機の問題が、衆議院の商工委員会ではあります。が、そこでもいろいろ私、話をしたわけなんです。確かに罪なくして不渡り手形を受けた人はかわいそうじやないかといふ問題、それはもうごもつともなことです。しかしながら、やはり一応どこと取引するかといふことは、これは自由になつておるので、それを自由で選んだといふのも、それと取引しなければ不渡りはなかつた

じゃないか、そういうものまでも全部の責任を国が持つ、そうしてその不渡り手形に対しては何らかの措置をする、金融をつける、金融をつけるということになれば、銀行としてみればその会社へ——いま私は実はそういうことも何とかふがえないものかと考えておるのでありますが、その手形の問題。そうすると、どこにやらせるかということなんです。ここでたとえば公団なり公社なりに——一般の市中銀行にそれをやれといっても、これは命令権がございませぬ。それでは政府関係機関がそういうことをできるかというところ、これもできません。法律の範囲内でしかできませんから、できない、実際に。それじゃ金融でやる、金融でやる場合に、必ずこれは取れるかどうかかわからない。わからないのに、日本銀行がある市中銀行に対してこれだけ金をつってやるから、これをおまえらその分貸してやれ、こういうことをしたら、これはやはり法律でもつくらなければならぬわけですが、そういうことをするならば、そこで、そういう法律をつくるというたてまえで考えてみた場合に、損害が起きたらどういうことになるか。損害が起きたら国が負うんだということにはいたしませんという、その国が負う金は国が出すわけでありませんが、その金はだれが出すんだということになる、労働者、とにかく税金から出すわけですが、そういう場合に、金をもうけてどんどんもうかたときには、税金を納めているのではなにかといながら、どんどん成長して中企業から大企業になったときには、そのおかげでなったんだということになれば、そういう人はもつと考

てもらわなければいけないのではないかと一つ一つの理屈がつくかもしれないし、大体そういう税金で出したものを、企業を自由、営業の自由という原則を認めておいて、自分でやったことを全部負担していいことか、負担させることが正しいかどうかという問題が出てくると私は思います。私たちが政治をやる場合においては、法律で認められた限度においてやらなければならぬ。なかなかそのところの具体的な内容がつかめない。だから、私としては発言は慎重にならざるを得ない。やりますと言つて越権行為はわれわれとしてはできないわけですから、そこに非常に悩みがあるというわけで、無過失でやった人を何とか救つてやらなければしょうがないじゃないかという気持ちは、私もそういう気持ちをも多分に持つておるといふことを申し上げたいと存するのであります。

○豊田雅孝君 台風関係の共済はどうです、中小企業のこと。

○国務大臣(福田一君) そこで先ほども、私は台風の場合においても、食糧をつくつておる人と商売をする人とは差がある。というのは、その商売が中小企業を持つてゐる重要性というものは——重要性にもいろいろですけれども、みんな生活をする権利を持つております。そういう意味では重要なことには平等ですけれども、ただそれが絶対必要であるかどうかという認定の問題について、農業とそういう販売業、いささか相違があるんじゃないでしょうか。そこら辺の問題がある。そこに問題がある。それからその場合に、中小企業の人ならほとんどもうけてごんごんいけるあれがあるけれども、農業の

場合は、その率が少ないというようにことが、これが法律の面であらうことを議論したわけじゃないが、いままでそういうふうになつてゐるのは、そういうことでは、たとえ農業をやつてゐる人はそれを売つて商売をするといふことは非常にむずかしいけれども、商売する人は一べんどこか行つて商売する、商売というものは土地とくつていていらないから、移転の自由があるんじゃないか、こういうことも考えられる。

○上原正吉君 私の質問にもひとつお答えいただきたい。

私が御質問申し上げたのは、政府の中小企業対策は、いろいろといまお話の国民の税金を使つて、国民の膏血をしぼつた税金を使つて、中小企業にいろいろと金をつぎ込むそのつぎ込み方が、つぎ込んだ結果どうしようとするのかということがわからない。つまり零細商業、それにほとんど金を貸して、あるいは補助して大企業に育て上げるというのが中小企業の対策なのか、あるいはそのまま、中小企業は中小企業のまま、あつても農業のごとく中小企業は中小企業のまま、そのまゝ経営が成り立つような保護指導をやつていくのか、どちらなのかということは何つておるんです。

○国務大臣(福田一君) 実はそれを申し上げないで失礼いたしました。

私は考え方は両方あると思つて、その業種によつて違ふと思う。そうしてそれは時勢がそういうものを必要とする場合は、たとえ輸出産業のようなもの、中企業でちよつといま始めたばかりだ、だけれども、これは機械なら機械で優秀なものだ、伸ばせば

幾らでも伸ばせるという場合は、当然ほとんど伸ばして大企業まで伸ばす育成方法をやるべきだと思つて、ところが、商売というふうなことになるにすると、町で商売をされてゐるのをこれを大企業まで持つていこうといつても、とてもできぬのであります。だから、その形において安定してやはり生計が営まれるようなくふうをしてこれをやつていこう、こういうことになるうかと思つて、私はその業態によると思つてゐるわけです。

○上原正吉君 まあそういうことになりましようけれども、実際問題として

は、ここにあらわれてくるこの中小企業六法なども、中小企業の中でもうच्चよつておいてもほとんど伸ばしていくような優秀な中小企業を保護することになる、結果において、ということ、ほんとうに零細な企業はこれのために減び。中小企業が百なら百あつて、その中の二十か三十かの優秀な中小企業に、そこに政府の資金が、国民の税金が流れる、たださへ優秀な中小企業がますます強くなつて発展する、そういう発展する仲間があるということ、それ以外の中小企業者は減ぼされるという結果になる。それで、私はこういう政策がはたして真に中小企業救済育成の道になるかどうかということに常々疑問を持つておるのですが、これはどうお考えになりますか。

○国務大臣(福田一君) 私は、その御議論も一つのりっぱなもの、見方であると思つて、しかし、必ずしもそうとはかきも言えないと思つて、零細企業に対するもう少し手心といひますか、そういう問題を考えていかなければならぬものがあ

るのだ、こういうことでございませうば、ごもつともだと思つて、ただ、零細企業の場合においては、零細企業をそのままやはり認めておいてやらせたほうがいい場合もある。実際には、たとえば、だんなさんはおつとめに行つておつて奥さんが店番をしてゐるといふような零細企業というものは、いなかなんかにはずいぶんあると思つて、そういう場合には、また息子さんのほうは都会に出て働いておる、こういう場合等々となりますと、はたしてその企業をそのまま残すためにうんと努力するのがいいのかわかるといふことも、これは私は問題になつてくるだらうと思つて、おとうさん、お年寄りが死んでしまつた場合に、息子がせつかく東京で働いてゐるのをいなかへ帰して仕事を継げなるといふようなことがいかにどうか、私はいふことにはないかと思つて、そういうことにはないかと思つて、す。そういうふうにはないかと思つて、は、とにかく一応生活を守つてゐる間味でわれわれとしてはある程度のことをしてなければならぬが、それがそれをそのまま育成するといふたてまえになるかどうか。しかし、その場合にもそういう家が三軒なり五軒なり一地域にあり、それが全部なくなつてしまつたらその住民は困りますから、そうすると、また別の人が出てきてやる場合もあるだらう。あるいは東京からだれか帰つてきてやる場合もあるだらう。そこら辺にいろいろ問題があるだらうと思つて、それが、それがいま産業構造が変化してゐるときの姿だらうと思つて、徳川時代なんかですと、おやじが二百年でも三百年でも酒屋をやつておれば、しかも、まじめにやつておれ

の場合には、先ほど大臣がおっしゃったような中小企業全部についてこうやるといふことをわれわれ幾ら言いましたも、これはなかなか政府の中でも、与党の中でも通りませんので、その点をやはりもう少し業種別にきめこまかく実態調査をして対策を立てる、たとえばの話でまことにあれで、いまちよつとこの間から気がついておられることですが、業種別の近代化計画等をつくつていろいろやつていくと、私は必ず事業転換をせよといふかぬといふ面が、これは何も頭から昔の、戦争中の企業整備でなくて、自主的にみな計画をつくつて、政府にも相談して、組合としてやつていられるわけですが、必ずその中で勝ち組と負け組が出てきて、脱走組が出てくる、これに對してどうするかといふことを考えない、ほんとうの意味の近代化計画はできないのじやないかといふふうに考えておられます。そういう点については、もう少し国で従来のやり方と違つた、これはアメリカあたりでは、アメリカの法律をこらんなるとよくわかりませんが、わりかたそういう産業の転換という点については、しっかりした政策をケネディ時代に立てておられます。ああいうものを参考にされてわれわれはもつと考へていかなければいかぬのじやないかといふようなことであります。

それから府県によつて、いろいろ助成が違う、これも先ほどちよつとおつしやつたのですが、果によつて、福岡県あたりはなかなか、商工予算をつけようとしても十分につけてこないといふような問題がございまして、そこらはちよつと府県の事情事情によつて、中小企業対策の優劣といふか、薄さ厚

さがあるといふようなことをなくすといふような、そうなる国が直接何らかの機関をつくつてやらなければならぬ。たとえば先般法律を通していただきまし指導センターは、各府県につくつて、国がもう少し直接の助成をふやしたらどうか、こういうふうな説をもつて、そして統一の中小企業対策をもう少し府県にまかせつきりにしないでやつたらいいじやないか、こういう点から反省してかかる必要があるんじやないかと、こういうふうには考へておられます。

○近藤信一君 もう時間もだいぶ戻つてまいりましたし、一時から石村委員があるそうですから、最後に大臣にお尋ねするのですが、これは去る二月二十八日に衆議院において、わが党の島口委員の質問に對して、これは池田総理が答弁しておられるのですが、本来ならばこれは池田総理にお尋ねするのですけれども、まあ池田総理の信任が厚い通産大臣ですから、特に通産大臣にお尋ねするのですが、池田総理は、近代化資金を無利子で貸し付けているのを二分か三分ぐらいの安い利息をつけることにして、そしてもつと資金を多くすることにしたいといふふうな御答弁をしておられる。そういういたしますと、やはりこの無利子云々といふ今度の法案がございしますけれども、これは幾ら安い利息でも、利息を取るということになれば、これはまたそこ

進的な対策がとられるんじやないかとも私ども思つておるのですが、こういう池田総理の考え方ですね、池田総理の考え方からいって、はたして中小企業が将来の前進といふものがあり得るかどうか、こういう点はどうか。

○国務大臣(福田一君) これは、池田総理がそういう御発言になつたことは承知いたしておりますが、予算編成のときにも、このことはときどき実はわれわれの間においても問題にしたところでありました。それはどういふことかといひますと、いまの中小企業は金に困つておる、金自体に困つておるので、無利子であろうと——利息が高くては困るけれども、無利子の金を五十億借りるよりは、二分か三分金利がついてもいいから百五十億貸してくれ、これほど金に困つておるんじやないか、だから金融をよけいつけるといふ意味で金利をつけてもいいから、資金ワクのほうをふやすという考え方のほうが正しいじやないか、こういう考へ方と、やはりほんとうに近代化していくといふ意味では、金が足りないところにつけていって、そうして近代化するということになる、だから無利子でやるほうがいいのだ、たとえばもう二百万か三百万、たしか限度があつたかと思ひますが、平均百万円なら百万円といふことで無利子といふことにいたしましたと、そこへ今度は銀行からももう百万、九分の利子で借りれば四分五厘の金を使うことになりすね、まあそういうことになる。ところが、二分の金利で二倍の二百万たといは貸してやつたといふことになれば、そのほうが二分の金利だから安くなつていいじや

ないか、こういう考え方もなきにしもあらず。そこで、それは資金ワクがとれるかどうかという問題に逆にかかつてくるわけがございしますから、そこで総理としては、いまの中小企業はどちらかといへば、金利もさることながら、無利子の金よりも何よりも、よけい金を貸してもらいたい、銀行金利より安く——安くといつても五分か六分よりいじやないか、融資ワクをよけいにしてもらったほうが喜ぶのじやないかといふような意味の発言をされたのではないかと私は理解しておるのであります、いわゆる補助金問題、中小企業に補助金を出すか出さないかの問題に關連をして発言をされたんじやないと思ひますから、その点はそのように御理解を賜つてけっこうだと思ひます。

○近藤信一君 もう一つ、先ほど来の字句の点で質問しておきたいのですが、これは法律を審議する中でこれまで出てくる問題ですが、合併だとか、共同、それから協業とあるんですね。協業化といふのをちよいちよい中小企業関係で私見るんです。合併、協業化それから共同化、こういうふうな関係はどうなんですか。

全部とございしますが、あるいは店舗とか、工場の集団化といふことがあつておりますが、まあ共同化と——この間もどこかで質問を受けたのですが、協業化といふことをよく——いままで共同化とか共同施設といつておつたのですが、協業化といふのはどういふことを言うのかといふので、いろいろの見方があります、ある人は、共同化といふのはどつちかといふと、下のほうから盛り上がつてみんながまともに一緒に仕事をやるという従来のやり方であつて、協業化といふのは、最近の情勢に對して、むしろ理事長とかがリーダーシップをとつて、たとえば、あるところで工場を集団化して移転をして、そして分業化をさせる、機械なんかありますね。ある人は溶接専門にやる、ある人は機械加工を、ある人はプレスをというふうなことで、しかも、全体として一つの機械関係の仕事、まとまつた仕事をやるというふうな、そういう協同組合もございします、大阪方面に、これは近畿機械協同組合とやつておられます——そういうもので、ポンプならポンプの仕事をお願いするとそれを分けて、そうしてプレスの人はプレス、溶接の人は溶接と、こういうことをやつて、そういうのが一種の協業化じやないかと言つておられます、新しい。そういうことを言つておられますが、私のほうはそういう解釈を必ずしもとつていないのでございしますが、いづれにしても、法律では共同化といふことで、広くい言つたような協業化、最近ある人が言つた協業化も含めて共同化と言つておられます。それでたとえば予算のほうで商工業の協業化資金といふふうには

○政府委員(中野正一君) 確かに、いろいろなことばを使つておりましたまぎらわしいんじやないかといふ御指摘がございしますが、いまおつしやつたうでございしますが、これは、たしか法律では使つてないといふふうには私思つておられます。事業の共同化、たとえば高度化資金を貸す場合は、事業の共同化をするという場合、これはもちろん一部の事業を共同化する場合と

る場合には、これは法律ではありませんが、従来からいっております共同施設の資金、それから企業が合同する場合の金、合同の場合には、合併かあるいは両方が出資をして共同の別会社をつくる、こういう両方の場合がありすが、この金は、いまのところ企業合同をする場合の資金について助成をするという予算はありますが、中小企業はなかなかこういうことをいやがって、御承知のようにやらないのですね。それでこれは使っておりません、予算にはありますが。それから小売り商業の店舗共同化、これは全部使っておりませんが、そういうものを含めて予算では協業化資金ということをしておりませんが、それ以外に商業、工業のいわゆる団地化ですね、これは集団化資金ということになっております。そういうふうにいることばを使い分けておりますから、おわかりにいかと思ひますが、そういうことでございますので……。

○近藤信一君 私は、そういう新しい文字というのか、新しい熟語というのか、中小企業関係にずいぶん出てくるものだから、字引き引いて調べたのだけれども、共同化、合理化ということはあるけれども、協業化だとか、高度化だとか、そういうことは別な言い方ですが、まあ池田総理の革新的というのは、そういう新しい熟語を使うところが革新的かどうか知りませんけれども、ただ熟語だけが革新されるのではなくして、私ほもっとほんとうの中小企業が前進するそういう施策というものがあつた、こういうふうな思ひので、まあ、いつまでも字句の問題でお尋ねしておつても切りがございませぬけれ

ども、やはり私どもはこの法案を審議するにあたりまして、まぎらわしい点があるかどうか間違いやすい点もあるんで、そういう点も十分ただしておいて、後日また法案の内容についていろいろ質問もいたしたいと思ひのでありますが、きょうはこの程度で終わることといたします。

○委員長(前田久吉君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(前田久吉君) 速記をつけてください。

他に御発言もなければ、三案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめ、これをもちて散会いたします。

午後零時四十八分散会